

奈良県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日	
	主たる事務所の所在地	名称		所在地				
名称	有限会社 在宅介護 センター さくら	有限会社 在宅介護 センター さくら	名称	桜日和 一三二	所在地	檀原市中曾司町四六一	通所介護及び介護 予防通所介護	平成二十八 年八月三十 一日
名称	有限会社 在宅介護 センター さくら	有限会社 在宅介護 センター さくら	名称	デイサー ビスこ ろ音	所在地	檀原市中曾司町六二一	通所介護及び介護 予防通所介護	平成二十八 年八月三十 一日